

6、7 世界の食料安全保障や気候変動問題等への対応

【4, 201(4, 250) 百万円】

対策のポイント

- 世界の食料生産・投資を促進し、我が国及び世界の食料安全保障に貢献します。
- 途上国の農林水産分野における気候変動の緩和策や適応策の支援を推進します。

<背景／課題>

- ・世界の栄養不足人口が10億人に達するなど、食料安全保障は国際的に重要な課題です。この問題の解決のため、世界の食料生産及び農業投資を増加することが重要です。
- ・途上国は生計の多くを一次産業に依存し、農業や森林減少等による温室効果ガスの排出が国全体の排出の大部分を占めており、気候変動問題への対応が急務となっています。

政策目標

- 我が国及び世界の食料安全保障の確立に向けた貢献
- 気候変動問題等への適切な対応

<主な内容>

1. APEC食料安全保障担当大臣会合等の開催 244(0) 百万円
日本が議長国となる2010年に、APECメンバーの閣僚レベルで食料安全保障について議論するAPECで初の食料安全保障担当大臣会合を開催します。

2. 世界の食料安全保障や気候変動問題等に対応するための国際協力 3,956(4,250) 百万円

(1) 世界の食料安全保障の確立に向けた貢献

- ① 国連食糧農業機関（FAO）を通じて、世界の農業投資を促進するための情報収集や投資ガイダンス作成等の仕組み作りを進めます。

〔食料供給力強化に資する国際的枠組み検討事業 93(96) 百万円〕
事業実施主体：FAO（国連食糧農業機関）

- ② 西アフリカ地域での食料不足の解決に向けて、同地域の主要作物であるササゲ（マメ科の一種）の種子増産及び技術移転を推進し、更なる収量向上を図ります。

〔アフリカ半乾燥地帯における食料増産のためのササゲ新品種の導入 33(0) 百万円〕
事業実施主体：IITA（国際熱帯農業研究所）

(2) 気候変動に対する農林水産分野の緩和策・適応策の推進

- ① 持続可能な森林経営に向けた途上国の取組の現状を国際社会が把握できるよう、途上国が自国の森林や森林政策について報告する能力の向上支援を行います。

〔国連森林フォーラムプロセス支援プログラム 50(0) 百万円〕
事業実施主体：FAO（国連食糧農業機関）

- ② 東アジアやアフリカにおいて、地域のバイオマスを有効活用するための調査や計画づくりを支援します。

〔東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業 34(0) 百万円〕
事業実施主体：民間団体等

〔お問い合わせ先：
1の事業 大臣官房国際部経済連携チーム（03-3501-3731（直））
2の事業 大臣官房国際部国際協力課（03-3502-5913（直））〕

農林水産分野の国際協力の推進

ポイント

世界の食料生産・農業投資を促進し、食料安全保障に貢献。
農林水産分野における気候変動の緩和策・適応策の支援を推進。

背景

2050年の 人口(推計)	現在の栄養不足 人口(推計)	世界の人為起源の 温室効果ガスのうち、 農林業の占める割合
91億人	10億人	31%
(国連による推計)	(FAOによる推計)	(IPCC報告書)

施策

○APEC初の食料安全保障担当大臣会合等の開催 【244 百万円】

平成22年10月16-17日
新潟市にて開催予定

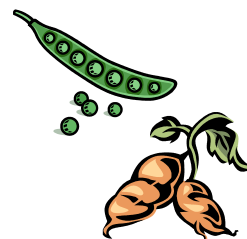
- ・ 世界のGDPの5割、人口の4割を占めるAPECにおける我が国のリーダーシップの発揮
- ・ 新たな将来ビジョンに食料安全保障の重要性を位置づけ
- ・ 持続可能な農業、多様な農業の共存に関する理解の促進



○世界の食料安全保障や気候変動問題等に対応するための国際協力 【3,956 百万円】

(1) 世界の食料安全保障の確立に向けた貢献

- ・ FAOを通じた農業投資の情報収集、投資ガイドスの作成
- ・ アフリカにおいて米倍増に加え、マメ、イモの増産を検討 等



(2) 気候変動問題への適切な対応

- ・ 途上国における持続可能な森林経営のための能力向上支援
- ・ 東アジアやアフリカのバイオマス資源を有効活用するための調査や計画づくりの支援 等



9 未来を切り拓く6次産業創出総合対策

【13,073(0)百万円】

対策のポイント

「農山漁村の6次産業化」を推進するため、農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスの展開、新産業の創出等を支援します。

<背景/課題>

- ・世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況。
- ・このような状況に対応するためには、農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物をはじめとする「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネス、新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要。
- ・食品産業（製造、流通及び外食）は、農林水産業の最も重要なパートナーであり、国民に対する食料の安定供給を確保する上でも、引き続き食品産業の発展が不可欠。

政策目標

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業との融合・連携等により、新たな付加価値を生み出し、農林水産業の成長産業化、食品産業の高度化、新産業の創出を図る

<主な内容>

1. 地産地消・販路拡大・価値向上 3,358(0)百万円
- (1) 地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援として、強い農業づくり交付金の中に特別枠を設け、直売所、加工処理施設、地域食材供給施設等の整備に対して支援します。
 - (2) 農業法人等が農業生産のみならず、加工・流通・販売など、農業サイド主導の経営の6次産業化に取り組む場合に必要な加工機械の導入や販売施設の整備等を支援します。
 - (3) 農商工連携の一層の推進のため、専門的なアドバイスを行うコーディネーター活動や様々な異業種とも連携した新商品開発や販路拡大、これらの本格的な事業化を促進するため、農林漁業者と食品事業者が安定的な取引関係を確立して行う食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設の整備等を支援します。
 - (4) 生産・品質管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイスするプロデューサーの招へい等による地域ブランド化の取組や、農林水産業者、販売業者、飲食業者、宿泊業者等が連携して地域の食材を活用した特徴ある料理等について地域団体商標等知的財産権の取得を目指す取組を支援します。
また、地域特産物等の機能性を活かした新商品の提案や安定供給体制の確立などにより、新食品・新素材の事業化に取り組む産地を支援します。

- (5) 食料自給率向上のため、食品産業等と連携し、朝食欠食の改善や米飯学校給食の推進の取組を実施します。また、ごはん食の弁当をテーマとした新市場開拓の取組や、医師や病院栄養士等の専門家を通じて健康面からごはん食の効用を分かりやすく発信してもらう取組を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち地産地消・販路拡大・価値向上 2, 535百万円
補助率：定額、2/3、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費等 823百万円

2. 流通の効率化・高度化 189(0)百万円

生産から消費に至る各段階の関係者が一体となっていく卸売市場におけるコールドチェーン体制づくりのために必要な設備・機器の導入を支援します。

また、フードチェーンの各段階における関係者が連携して行う輸送行程の効率化、卸売市場における品質管理の高度化などの食品流通の効率化・高度化に関する調査及び食料品小売店の機能を維持・強化する方策に関する調査を実施します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち流通の効率化・高度化 189百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間企業等

3. 国際展開 1,419(0)百万円

- (1) 輸出に実際に取り組む事業者等に対して、輸出先国の各種基準への対応の検討・取得、海外市場調査、海外販売促進・商談活動、海外試験輸送、輸出新製品の試作等の各種の農林水産物・食品の輸出の取組を総合的に支援します。

- (2) 海外の外食事業者等による日本産食材の共同調達を進めるため、国内の生産者等と連携して、調達コストの削減のための食材ロットのとりまとめ、鮮度維持のための効率的な物流ルートを選定を行う取組等を支援します。

- (3) 我が国食品産業の東アジア地域への投資・事業展開を促進するため、各国の食品関連法規制や流通構造などの情報収集・提供、技術的な課題の解決、現地での政府担当者や専門家を招へいした研修会の開催等の取組を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち国際展開 1,044百万円
補助率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費 374百万円

4. 資源・環境対策 7,310(0)百万円

- (1) 食品廃棄物発生抑制に向けた方策の検討や食品リサイクル・ループの構築等を促進するための食品産業グリーンプロジェクトを支援します。また、食品産業の中小企業を対象とした温室効果ガスの排出削減や容器包装廃棄物の再商品化に係る事業者のコンプライアンスを推進するための研修会の開催等の取組を支援します。

- (2) 食料供給と両立する第2世代バイオ燃料の生産拡大を図るため、地域における第2世代バイオ燃料の原料（海藻類、ヤナギ、カヤ等）等の利用可能性調査を実施します。

また、農林漁業者、事業者、消費者など地域の関係者に幅広く国産バイオ燃料等の必要性や意義の周知等を支援します。

- (3) 農山漁村の再生可能エネルギーを活用し、省エネ・省コスト化と地球温暖化防止を実現するため、農作物の保冷倉庫、畜舎、バイオマス変換施設等の農林水産業に関連する施設等への太陽光パネルの設置を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち資源・環境対策 7,241百万円
補助率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費等 69百万円

5. 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化

329(0)百万円

- (1) 食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP手法の導入を加速化するため、低コスト導入手法の構築・普及、専門家からの助言・指導が受けられる体制の構築、現場責任者・指導者養成のための実践的な研修の取組の支援を強化します。

また、HACCP手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための基礎的な研修等の取組を支援します。

- (2) 食品事業者に対する消費者の信頼確保を図るため、①コンプライアンスの徹底に向け、食品事業者による自主的な企業行動規範の策定等に関する実践的な研修会の開催、②原産地表示のためのガイドラインによる事業者の自主的な原料原産地表示を促進するためのアドバイザーの育成等の取組を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち
品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化 329百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間企業等

6. 緑と水の環境技術革命プロジェクト

468(0)百万円

技術を核に、農山漁村が豊富に有する資源を活用した新たな産業を創出する「緑と水の環境技術革命」の実現に向け、①総合戦略の策定、②事業化につながる可能性のある技術シーズについて、採算性や実用化に向けた技術開発の実現可能性調査、③新事業の創出や産学連携活動を支援する人材の育成・活用等を総合的に推進します。

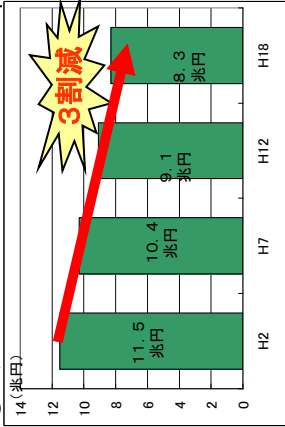
未来を切り拓く6次産業創出事業のうち緑と水の環境技術革命プロジェクト 200百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費 268百万円

[お問い合わせ先：総合食料局総務課 (03-3502-7568(直))]

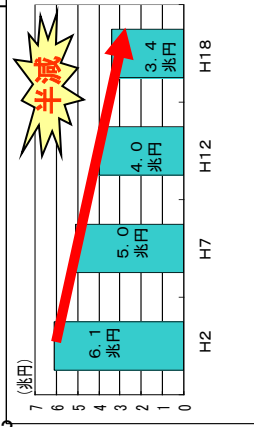
「農山漁村の6次産業化」を推進するため、農林水産業・農山漁村の「資源」を活用した地域ビジネスの展開等を支援し、農林水産業の成長産業化、食品産業の高度化、新産業の創出を図ります。

現状

① 農業産出額の低下



② 農業所得の低下



③ 農山漁村地域における

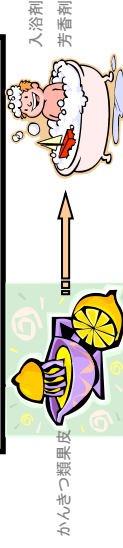
- 企業の撤退
- 公共事業の減少

農山漁村をよみがえらせるための方策

① 82兆円規模の食品産業(国産農水産物の需要先)と連携し、12兆円規模にとどまる農林水産業の付加価値を向上



② 農林水産業・農山漁村に潜在する未利用資源を活用し、農山漁村に利益を還元



6つの支援のポイント

① 地産地消・販路拡大・価値向上 【34億円】

- ・ 農業サイド主導の加工・流通・販売分野への多角化、地産地消・農商工連携の推進、地域ブランドの確立等の支援

② 流通の効率化・高度化 【2億円】

- ・ 食品流通の効率化・高度化に関する調査を行うとともに、コールドチェーン体制の整備による品質管理の高度化を支援

③ 国際展開 【14億円】

- ・ 輸出促進のための輸出環境整備、海外販路の定着・拡大、食品産業の海外進出の支援

④ 資源・環境対策 【73億円】

- ・ 食品産業における環境対策や、再生可能エネルギーを活用する取組等を支援

⑤ 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化

- ・ HACCP手法の導入や一般的衛生管理、食品業界【3億円】におけるコンプライアンスの徹底等を支援

⑥ 緑と水の環境技術革命プロジェクト 【5億円】

- ・ 農山漁村が豊富に有する資源を活用した新たな産業の創出に向け、事業化可能性調査や人材の活用・育成等を総合的に推進

地域が元気

- 農山漁村における雇用の確保と所得の向上
- 国産品の需要拡大と自給率の向上
- 農林水産業と食品産業等の連携による新たな需要の創出

10 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業

【310（327）百万円】

対策のポイント

- 食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産から消費にわたる食品の安全性向上についての取組を進めます。
- 有害化学物質・有害微生物のフードチェーンにおける汚染実態調査を引き続き実施します。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させるには、「未然防止が不可欠」の考え方に立って、生産から消費にわたって、科学的根拠に基づいた取組を進めることが大切です。
- ・農林水産省は、有害化学物質及び有害微生物について、優先度の高いものから食品の安全性に関するリスク管理を行っています。
- ・具体的には、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測するために必要な調査を行い、科学的データに基づいて、健康への悪影響を未然に防止するための政策を決定していきます。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害物質等の摂取量が許容範囲を超えないように抑制

<主な内容>

有害化学物質・有害微生物の調査の実施

食品や飼料に含まれる有害化学物質及び食品を汚染する可能性のある有害微生物について、想定される健康リスクを基に優先度を決定します。

その優先度に応じて「サーベイランス・モニタリング計画」を作成し、フードチェーンにおけるリスク低減対策の検討に必要な汚染実態調査を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
消費・安全局消費・安全政策課（03-3502-5722（直）））

有害化学物質及び有害微生物のリスク管理のための調査・分析

科学に基づく政策決定の必要性

- ・食品に由来する健康リスクがどの程度あるのか予測
- ・危害要因の性質や問題の発生過程等に即した決定
- ・リスクの程度に見合った対策の実施

有害化学物質による食品や飼料の汚染実態の調査の実施
(18年度～)

有害微生物による食品や生産環境の汚染実態の調査の実施
(19年度～)

実態調査の実施のスキーム

リスク管理検討会(関係者)

毒性、汚染実態等についての情報収集

優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質、有害微生物の決定

実態調査計画の決定

計画に基づく実態調査／緊急調査の実施

調査結果の統計的解析

- ・取るべき具体的措置の検討・決定に反映
- ・取られた措置の妥当性・有効性の確認

国民の健康に影響を及ぼす被害の未然防止、発生の可能性の低減

11 消費・安全対策交付金

【2,686(2,314)百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、①農畜水産物の安全性の向上、②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及、③家畜の伝染性疾病と作物の病害虫の予防及びまん延防止、④地域における食育の取組を進めます。

<背景／課題>

- ・将来にわたって安全な食料を安定的に供給するため、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理等の取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害物質等の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 入出荷の記録・保存を推進することにより食品トレーサビリティを確立
- 家畜・養殖水産物の伝染病や作物病害虫の予防・まん延防止
- 「食事バランスガイド」を参考に食生活をおくっている人の割合向上

<主な内容>

食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及
- (3) 家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の予防・まん延防止
- (4) 地域における食育の推進

〔 交付率：定額（1/3以内、1/2以内、9/10以内、10/10）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 〕

(都道府県等の自主性・独創性)

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分、地方が提案する独自の事業メニューの実施が可能です。

(緊急時への機動的な対応)

高病原性鳥インフルエンザ発生時のまん延防止対策、カンキツグリーンング病菌の緊急防除、プラムポックスウイルスの緊急防除等に活用します。

〔 お問い合わせ先：消費・安全局総務課（03-3591-4830（直）） 〕

消費・安全対策交付金

安全で信頼できる食料の安定供給の確保のための対策という
共通理念に基づき、

↓
地域が自主性・独創性を発揮しつつ、実態に応じた
食の安全確保対策などを機動的・総合的に推進

生産者



生産から消費にわたって
安全で信頼できる食料の安定供給を推進

I 農畜水産物の安全性の向上

- ・安全性向上措置の検証・普及
- ・農薬の適正使用等の総合的な推進
- ・畜産物の安全性の確保
- ・水産物の安全性の確保

II 食品事故等への対応のための トレーサビリティの普及

- ・食品トレーサビリティの取組の普及

III 伝染性疾病・病害虫の発生予防・ まん延防止

- ・家畜衛生の推進
- ・養殖衛生管理体制の整備
- ・病害虫の防除(IPM)の推進
- ・重要病害虫の特別防除等

年度途中の伝染性疾病や重要
病害虫の発生、有害化学物質等
による農畜水産物の汚染等へ
の迅速かつ機動的な対応

IV 地域における日本型食生活等の 普及促進及び教育ファームの取組 の支援



消費者

12 食の情報提供活動促進事業

【19(0) 百万円】

対策のポイント

食品事業者が消費者への食品情報の提供を充実するための取組を促進します。

<背景/課題>

- ・インターネット販売など、消費者が購入時に商品を直接手にして表示を確認することができない販売方法が、食品の購入で一般化してきました。
- ・食品の製造工程が複雑化し流通が広域化する中、消費者は、加工食品の製造工程（どのような原材料がどこでどのように生産・加工されたか）など多様な情報を求めています。
- ・こうした販売方法の変化や消費者ニーズに対応した事業者の情報提供は、ノウハウの不足等から取組が広がっていません。

政策目標

消費者への情報提供に積極的に取り組む食品事業者の増加及びこれに伴う消費者と食品事業者の相互理解の進展

<主な内容>

食の情報提供活動の促進

「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」における消費者への食品情報の提供のあり方についての検討結果を踏まえ、消費者ニーズを踏まえた情報提供方法についてのガイドラインの検討や策定を行います。

具体的には、食品や業態（通信販売事業、食品製造事業等）ごとの食品情報の提供実態、消費者が求める情報等の把握や、利害関係者の意見を取り入れるための検討委員会等を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
消費・安全局表示・規格課 （03-6744-2099（直））

13 家畜伝染病予防費

【3, 590(3, 590) 百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。

<背景/課題>

- ・近年の世界的な高病原性鳥インフルエンザの発生等を踏まえ、家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染病の防疫体制の強化を図っています。
- ・平成21年2月に愛知県において本病が発生した際にも、的確なまん延防止措置により、早期に清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、近隣諸国を含め、依然として世界各地で本病が発生していることから、渡り鳥を介した本病の再侵入が危惧されています。
- ・また、本病以外にも、口蹄疫、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染病の侵入に備える必要があり、引き続き家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止

<主な内容>

1. 家畜伝染病予防費負担金 2, 526 (2, 526) 百万円

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ①検査等に必要な資材費、薬品費等
- ②家畜伝染病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ③移動制限による農場の売上げの減少額等に対する交付等の一部について国が負担します。

〔負担率：10/10, 1/2 (法律補助)
事業実施主体：都道府県〕

2. 患畜処理手当等交付金 1, 064 (1, 064) 百万円

家畜伝染病予防法の規定により、殺処分された家畜の手当金や焼却等に要した費用の一部を家畜等の所有者に交付します。

〔交付率：10/10, 1/2 (法律補助)
交付先：法に基づき殺処分された家畜の所有者〕

〔お問い合わせ先：
消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292 (直))〕

14 動物検疫所及び植物防疫所の検疫事業

【2, 494(2, 482)百万円】

対策のポイント

水際検査を的確に実施し、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の海外からの侵入やまん延を防止し、我が国の農畜産業の振興・食料の安定供給・公衆衛生の向上を図ります。

<背景／課題>

- ・近年の我が国への輸入農畜産物の品目・数量の増加及び輸送手段の多様化、アジア近隣諸国における口蹄疫、鳥インフルエンザ等のまん延により家畜の伝染性疾病や植物の病害虫が国内に侵入するリスクが高まっています。
- ・動植物検疫の充実、強化を図り、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入、まん延を防止することが大切です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫の海外からの侵入・まん延を防止し、我が国の農畜産物の安定供給を確保
- 狂犬病、エボラ出血熱等の動物由来感染症の侵入を防止し、公衆衛生を向上

<主な内容>

1. 動物検疫所の検疫事業 1, 045(1, 008)百万円
輸入動物、畜産物を介した家畜の伝染性疾病の国内への侵入を防止し、我が国の食料の安定供給、畜産業の振興に寄与します。また、狂犬病、エボラ出血熱等の動物由来感染症の侵入を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ります。
2. 植物防疫所の検疫事業 1, 448(1, 474)百万円
植物病害虫の海外からの侵入や国内でのまん延を防止し、我が国の食料の安定供給、農林業の振興に寄与します。また、オゾン層破壊防止に資するため、臭化メチルに代わるくん蒸剤として有望な薬剤の薬効・薬害試験を行います。

お問い合わせ先：

- 1の事業 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994 (直))
- 2の事業 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976 (直))

16 強い農業づくり交付金

【14, 385(24, 416) 百万円】

対策のポイント

国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題。
- ・既存の穀類乾燥貯蔵施設等産地基幹施設については、老朽化が進むとともに利用率が低迷するなど、再編整備等が不可欠な状況。
- ・これらの課題の解決に向けた取組の推進に必要な共同利用施設の整備等を支援。

政策目標

- 指定野菜の加工向け出荷数量88.6万トン（平成24年度）
- 大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減（平成27年度）
- 認定農業者を新たに400経営体育成（平成26年度）
- 中央卸売市場（青果・水産）の低温卸売場2割以上（平成27年度）

<主な内容>

1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。

2. 地域農業構造の確立と新規就農者の育成・確保

経営規模の零細な地域等における効率的かつ安定的な経営の育成に必要な農業用施設等の整備を支援します。

また、道府県農業大学校等での研修教育や職業訓練の推進に要する施設の整備、研修カリキュラムの策定等の取組を支援します。

3. 安全で効率的な流通システムの確立

中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、青年農業者等育成センター、NPO法人等 ）

（ お問い合わせ先： 1の事業：生産局総務課 （03-3502-5945（直））
2の事業：経営局構造改善課 （03-3502-6444（直））
経営局人材育成課 （03-6744-2160（直））
3の事業：総合食料局流通課 （03-3502-8236（直）） ）

17 産地収益力向上支援事業

【3, 813(0)百万円】

対策のポイント

産地自らが、収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向け実施する生産・流通・加工分野での取組等を支援します。

<背景/課題>

- ・近年の農産物価格の低迷等により供給力の持続性が減退している産地が増大。
- ・産地における収益力を向上させ、消費者・実需者に対し国産農産物を安定的に供給するためには、農業生産のみならず流通・加工分野での取組を促進するなど、産地自ら策定する収益力向上プログラムの実現に向けた意欲的な取組を支援する必要。

政策目標

事業実施産地の農業産出額を5%以上増加（平成27年度）

<主な内容>

1. 産地の収益力向上への取組に対する支援

- ① 産地において、農業者団体のみならず、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定する産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る取組に対し総合的に支援します。
- ② ①に加え、国が推奨する先進的総合生産工程管理や高度環境制御施設など、高度技術を導入する革新的な取組、訪花昆虫等の持続的確保に向けた取組、直売所の機能強化等の産地消費の取組に対して支援します。
- ③ 産地の取組成果を最大限発揮させるため、普及指導員等を中核として外部専門家から構成される産地経営支援チームによるサポート活動等を支援します。

産地収益力向上支援事業（ソフト） 1, 629(0)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：産地収益力向上協議会、民間団体

2. 産地の収益力向上に必要な施設整備に対する支援

上記1.の事業における採択地区が、産地収益力向上プログラムの実現のために必要とする施設の整備・再編に対し、産地の実情を把握している市町村を通じて交付金を交付し、支援します。

強い農業づくり交付金（市町村型） 2, 184(0)百万円
交付率：市町村への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の定額、1/2以内等）
事業実施主体：市町村、農業者の組織する団体、民間団体

（関連措置）

3. 農業用機械等のリース経費

産地収益力向上協議会が策定した産地収益力向上プログラムに基づく取組に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

農畜産業機械等リース支援事業 2, 742(0)百万円の内数
補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：産地収益力向上協議会

（お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945（直）））

産地収益力向上支援事業

○産地収益力の向上を図り、供給力の持続性を回復するため、産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力を強化する取り組みを総合的に支援する。

プロジェクトの特徴 ○品目にとらわれない産地全体の支援 ○普及員等を中核にしたサポート体制 ○国直接採択事業をベースに強い農業づくり交付金の組合せ

産地における(販売価格×販売量×コスト)を最大化するために、

- ①量販店との契約取引やネット直販で取引価格・数量を有利にできる**販売企画力**
- ②需要を起点とし、求められる品質・数量を確保できる**生産技術力**
- ③高齢者に適した作付や新規参入を円滑にできる**人材育成力**

の強化が必要。

産地収益力向上協議会

〔 農業者団体 十市町村、普及指導員等、外部専門家 等〕

3年間の産地収益力向上プログラムを策定

具現化のための総合支援
[成果目標]総産出額の増大

産地経営支援チーム(定額)

普及指導員等を中核とした研究者、民間企業等多様な外部専門家から構成されるチーム

研究者

普及指導員等

マーケティング
専門家

食品メーカー

全国団体(定額)

- 産地経営支援チーム活動の円滑化・高度化のための農業所得増大事例の収集・提供
- 先進的総合生産工程管理、RT技術実用化支援など
- 有機農産物マッチングフェアなど

有機農業推進

ソフト支援(定額)
×3年継続(国直接採択事業)

有機農業の推進に向けた取組
・販売企画力強化
・生産技術力強化
・人材育成力強化

運動した施設整備支援

有機農業に係るハード支援(定額補助)×1年(強い農業づくり交付金のうち市町村型)

一般地区推進

ソフト支援(1/2)×3年継続(国直接採択事業)

販売企画力強化
・栄養成分分析
・加工品試作
・実需者交流

生産技術力強化
・新品種導入
・新技術実証
・農機改良

人材育成力強化
・税理・財務研修
・小売・宣伝研修
・産地内技術伝承

農業用機械・園芸用施設のリース導入
(農畜産業機械等リース支援事業に計上)

運動した施設整備支援

ハード支援(事業実施主体への補助率:1/2以内等)×1年(強い農業づくり交付金のうち市町村型)

- 1 産地基幹施設の再編整備・機能強化
- 2 産地機能強化施設(分析施設、被害防止施設等)などの整備

※産地基幹施設=集出荷貯蔵施設、加工処理施設など産地機能を発揮させるために必要な施設

追加的な支援措置

(国直接採択事業)

1. 先進的総合生産工程管理体制構築

- ・調査検討(1/2)
- ・導入効果検証(定額)
- ・工程管理施設・条件整備(1/2)

2. 産地消の推進(1/2)

- ・周年・多品目供給体制の構築
- ・直売所の機能強化、ネットワーク化 など

3. 高度技術導入(定額)

- ・不耕起乾田直播等栽培技術
- ・大豆300A技術
- ・ばれいしょインルコンディショニング栽培
- ・夏季高温抑制技術、生育診断ロボット など

4. 花粉交配用昆虫等国内供給力強化(定額)

- ・蜜源樹木確保
- ・訪花昆虫利用技術実証 など

18 農畜産業機械等リース支援事業

【2, 742(0) 百万円】

対策のポイント

産地収益力の向上、経営体の育成、畜産業の新規就農等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

<背景/課題>

- ・産地収益力の向上、経営体の育成及び新規就農の促進等の取組を推進するためには、生産コストの低減や生産方式の合理化、農業経営の効率化等を図ることが重要。
- ・リース方式は、購入する場合に比べ、資金運用の効率化、費用負担の平準化、物件の陳腐化の回避、事務負担の軽減等のメリットがあることから、リース方式での農業機械等の導入を促進することが必要。

政策目標

- 事業実施産地の農業産出額を5%以上増加
- 農業機械等の共同利用に取り組む受益農家約2,100戸/年
- 効率的・安定的な農業経営：酪農約2万戸、肉用牛約1万戸

<主な内容>

1. 産地収益力向上型

産地の収益力を向上させるため、産地収益力向上協議会が策定した産地収益力向上プログラムに基づく取組に必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：産地収益力向上協議会）

2. 経営体育成型

意欲ある農業者の経営改善・発展を計画的に促進するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料の1/2、3/10以内）
事業実施主体：民間団体）

3. 畜産新規就農等支援型

畜産部門の経営継承等を促進するため、新規就農者等が必要とする農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等）

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945 (直))
- 2の事業 経営局経営政策課 (03-6744-2144 (直))
- 3の事業 生産局畜産企画課 (03-3501-1083 (直))